

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 第12回電気料金審査専門小委員会

日時 平成26年2月6日（木）16：00～18：16

場所 経済産業省本館17階 第1～第3共用会議室

1. 開会

○片岡電力市場整備課長

それでは、第12回総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電気料金審査専門小委員会を開催させていただきます。

本日は、ご多忙のところ委員及びオブザーバー各位におかれましては、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日、中部電力からは説明者として勝野取締役副社長にご出席いただいております。

なお、安念委員長におかれましては、総合資源エネルギー調査会の臨時委員再任に伴い、改めて金本分科会長より本小委員会の委員及び委員長に指名されておりますので、ご報告させていただきます。

では、以後の議事進行は安念委員長にお願いいたします。

○安念委員長

私どもは臨時委員なんですな。臨時委員にしては随分長いなという感じもしますが、どうでもいいことですけど、すみません。

2. 電気料金審査専門小委員会等における指摘事項について

○安念委員長

それでは、いつものとおりお手元の議事次第に従って進めてまいります。

本日はやることが2つございまして、1つ前回委員会での指摘事項について事務局及び中部電力からご説明をいただきます。2つ、検討を深めるべき論点として、これまでの委員会において議論があった事項について、さらに議論を深めていきたいと思っております。

まず、事務局から委員会で出された指摘事項とその回答についてご説明をいただきまして、その後中部電力さんから指摘へのご回答をいただきたいと存じます。

それでは、まず片岡課長から。

○片岡電力市場整備課長

お手元の資料3をご覧くださいと思います。指摘事項についてでありますけれども、スマ

ートメーターの関連で、スマートメーターによる検針費の減等によるコスト削減効果と今回の原価の申請の関係について教えてほしいということについて中部電力から説明があります。それから、スマートメーターの調達に関しまして、形だけ入札にしているけれども、実質的には随意契約だと疑われかねないようなことがないかきちんと精査していくべきということで、これもご説明があります。それから、3段階料金はどのような経緯でつくられたのか。これは後ほど事務局のほうから説明いたします。それから、4つ目ですけれども、請負会社からの誤請求問題について、誤請求と虚偽の請求のどちらに近いのか、きちんとした説明をしてほしいということで、これも中部電力から説明がございします。

3つ目のご指摘につきまして、資料4で過去の経緯だけ簡単にご説明を書いております。3段階料金でありますけれども、第一次オイルショックを契機としまして、昭和49年以降導入されています。考え方につきましては、当時の電気料金審議会の料金制度部会というところで議論された結果が書いてあるわけですけれども、1段階目は、ナショナル・ミニマムの観点から比較的低廉で地域格差をできる限り縮める。第2段につきましては、平均費用に基づく料金となっている。第3段は限界費用上昇傾向を反映した料金とするということになってございます。

その後、エネルギー情勢の緩和などに伴いまして、昭和62年通増料金制度の積極的緩和ということで、格差率の縮小が段階的に行っていかれたということでもあります。

次のページにちょっと字が細かいですが、3段階料金の推移がありまして、49年の初めて実施したタイミングでも例えば2、3段の格差は中部電力が1.09だったところ、東京電力は1.11であるとか、その当時から各社ともに若干の格差といたしますが、差がございました。昭和63年までその格差は広がる傾向にありましたけれども、先ほどのとおり63年の報告書を踏まえまして以降格差率が低減してきた。直近の今回の申請は、各社ともに需給のひっ迫をあらわしませて上げているというのがファクトでございします。

私は以上です。一応、一言だけ。参考資料で一番最後にチェックポイントからの変更点における中部電力の説明資料というのをつけています。これは今回中部電力の申請に合わせてチェックポイントが若干先行他社から変わっていますので、その点についてこれまで説明していたものを簡単にまとめたものでございします。参考までですが、よろしくお願ひします。

○安念委員長

どうもありがとうございました。

それでは、中部電力からご説明をお願いいたします。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

勝野でございします。本日もどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料5に基づいて、前回の委員会でいただきました質問についてご回答をさせていただきます。

まず、3ページ目をご覧ください。スマートメーター導入によるコスト削減効果と今回の申請原価との関係についてでございます。スマートメーターの導入自体は費用増加要因となりますが、導入による効果を踏まえすと、単年では9年目、累積では14年目での黒字化を見込んでおります。

次のページをご覧ください。具体的な費用と効果の内訳につきまして、平成24年から平成37年までの累計値及び年平均値を記載しております。費用としてはシステム関連が、効果としては検針業務や現地出向業務の効率化が主な項目となっております。

次のページをご覧ください。今回の申請原価における費用削減効果につきましては、検針の自動化による委託検針費の削減効果、遠隔からの開閉機能による電気の入・切業務の現地出向減少による直営人件費の削減効果を見込んでおります。これらの効果は、検針の自動化や遠隔からの開閉が可能となる平成28年4月から効果があるものとしております。

7ページをご覧ください。スマートメーターに係る調達についてでございます。図は、スマートメーター及びスマートメーターに係る通信システムと制御管理システムの概観をお示ししております。スマートメーター本体につきましては、仕様の標準化を図り、今後、一般競争による調達を進めてまいります。

制御管理システムの調達範囲は、資料の右端の部分になります。通信システムの調達範囲といましては、スマートメーター内の通信部から中継装置、ヘッドエンドシステムに至る範囲となります。

次のページをご覧ください。コストダウンや機能、品質向上目的として、スマートメーターに係る制御管理システム及び通信システムの調達に際しまして、いわゆる提案募集——以下RFPと呼ばせていただきます——を実施いたしました。RFPは、資料に示す3つの基本的な考え方、徹底したコストカットの実現、外部接続性の担保、技術的拡張可能性の担保に基づき実施しました。

次のページをご覧ください。スマートメーターに係る制御管理システム及び通信システムに対し、このページでお示ししますとおり、要求事項を満足するRFPを実施いたしました。

次の10ページをご覧ください。制御管理、通信システムいずれも社会的に重要なインフラとなると考えておまして、その調達においては公平性・透明性の確保が必須であると認識しております。

両システムのRFPの実施に当たりまして、この資料にありますとおり、重点項目を定め、国

内ベンダーはもとより、先進事例を有する海外ベンダーを含むいかなる企業の参入も妨げることのないように公募を行い公平性の確保に努めてまいりました。また公正な競争環境を整備するべく審査プロセスを構築してまいりました。

次のページをご覧ください。要求する技術要件を計画どおりのスケジュールで実現できるか否かがプロジェクトの成功の鍵と考え、今回の調達におきましては、提案書、プレゼンテーションから提案内容を審査する技術評価と見積書類から見積内容を審査する価格評価の結果をもって審査を行うことといたしました。各審査、プロセスについては、審査の目的、スケジュール、評価基準をRFPに記載するとともに、説明会を開催し、全てのベンダーと対面にて認識の共有化を図りました。また、説明会後は、RFPへの十分な質問期間を設け、質問及び回答内容を全ベンダーに共有化することで、公平性・透明性の確保に努めてまいりました。

次のページをご覧ください。こちらは審査体制についてです。

まず、左側の通信システムについては、スマートメーターからネットワーク、システムに至るまで提案依頼範囲が広範囲なため、複数の関係部門で構成した審査体制といたしました。右側の制御管理システムにつきましては、当該システムに関する全国初のRFPであったことから、通常より慎重な対応が必要と考えまして、第三者である弁護士や社内の内部監査班のチェックを受ける体制といたしました。これらにより両システムとも審査の公平性と審査結果の妥当性の確保を行いました。

次のページをご覧ください。次に、通信システムの調達に関し、適材適所の通信方式の選定についてご説明いたします。コストミナムな通信システムを実現するため、RFPでは具体的な技術と経済的な構築方法を提案いただきました。このRFPを実施するに当たって求めた事項は国際標準規格の採用、特定方式に限定しない適材適所の通信手段の導入、徹底したコストダウンと拡張可能性の確保、運用開始時からの高い通信接続率の確保であり、オープンな仕様で通信手段を限定しないようにした上で、経済性と将来の対応及び品質確保を図るものといたしました。

次のページをご覧ください。提案者が適材適所の通信方式を検討するに当たりまして、メーターの位置及び自社光ケーブルを利用できる場所と、そのために必要な費用を示すことで提案者により通信機器の性能や価格及び通信事業者回線の利用率等を総合的に評価した提案をいただけるように工夫いたしました。これにより最適かつ経済的な通信システムの提案を受けることができたと考えております。

次のページをご覧ください。提案募集の結果、具体的な技術仕様及び適材適所の通信方式についての複数の提案をいただき、審査の結果、採用者を決定いたしました。提案内容を採用することにより、設計精度や信頼度が向上するとともに、導入コストを軽減することができました。今

回のRFPを実施した結果、適用する仕様はこの表に示したとおりで、実施前と実施後の比較をさせていただいております。

次のページをご覧ください。参考ですが、社内光ネットワークについてご説明させていただきます。当社では電力系統保護用、あるいは電力系統の制御運用、電力設備の保守用といった電気を安定的に供給するために必要な情報伝送を行っております。これらの通信回線には高い信頼性や外部からの侵入を許さない高いセキュリティが必要であるとともに、大規模災害時に早期復旧が必要であるため、社内通信ネットワークを保有しております。スマートメーター用の通信回線はコスト比較を行った上で、自社光ケーブルで構成する部分は、既存の設備を最大限活用し、新設する光ケーブルを必要最小限としております。

一方、電話やファックス、社内イントラ回線などは一般通信事業者回線を含め、信頼性や経済性により適用するネットワークを選定しております。社内光ネットワークは電力系統の保護運用やスマートメーター伝送路に活用するとともに、将来的な太陽光発電の大量連係に伴う配電線の電圧制御や電流監視など、次世代グリッドに必要な通信にも活用してまいります。これにより再生可能エネルギーの導入促進と電力系統の安定・安全性を両立させ、電力供給の最適制御を目指していきたいと考えております。

続いて、次の19ページに移ります。こちらは、指摘事項4の請負会社における不適切事象について、ご説明させていただきます。

まず、19ページは、今回、調査報告するきっかけとなりましたトーエネックの作業において発生した不適切事象の2件についてご説明をさせていただいております。上のトーエネック大幸営業所で平成24年12月に判明した不適切事象についてご説明いたします。

絵にございますように、【本来】というところで、電柱と電柱の間の配電線の例えば張替時に下に垂れさがってケーブルと書いてありますが、これは無停電用のケーブルでございまして、これを設置するのに地上高が確保できない場合、右にありますようにメッセンジャーと呼ばれる仮設ワイヤーを張って、それに吊り下げるといった工法をとりますが、当社の担当者が工事実績を分析している中で、その工事の支払実績が大幸営業所が他の営業所に比較して多いことに気がつき、調査したところ、使用していなかった仮設ワイヤーの取付及びケーブル施設後の仮設ワイヤーの撤去工事費が請求されていることが判明いたしました。

この後、調査の結果、この不適切な請求は当該営業所に限られておりましたが、工事費4,300万円について、平成25年6月に精算させていただいております。

次に、下の段でございますが、これはトーエネックの長野営業所で発生した不適切事象でございますが、平成25年11月、この料金審査が始まった以降でございますけれども、トーエネックが

開閉器の撤去工事中に作業ミスをして停電が発生いたしました。開閉器の撤去工事は、本来ならこの絵にありますとおり【工事中】のところにあります開閉器の下にGSと呼ばれる工事用のガス開閉器を設置いたします。これは電線接続確認機能を持っていますので、確実な電線接続ができて、作業ミスによる誤停電防止ですとか、作業者の安全確保を行います、これを省略し、作業者が電線接続を誤ったことにより停電が発生したことがわかりました。

この後、過去のGSの工事費支払箇所を調査した結果、ただいま申し上げたように、このGSの使用を省略したにもかかわらず、GSの工事費を請求していた事実が確認できました。この2件の不適切事象を契機に、すべての電気設備保有部門で同種の不適切な請求の有無について業務点検を実施いたしました。

22ページをご覧ください。21ページを少し省略して合わせてご説明させていただきます。

電気設備の保有部門、7部門において、実際に工事をやって完了確認しているかどうかという点から調査した結果、完了確認は検査の実施をしている、あるいは未施工の場合には、次の工程に行けない、完成物が機能しないと、次の作業ができないというステップバイステップで進んでいかなければいけないものを省略することはできないとか、安全上等の理由で、当社がしっかり立会するということがルール化されているといったことから、他の部門では確実に実施したことを確認されており、配電部門を除く6部門には同様な事象が発生しないことをまず確認いたしました。

配電部門におきましては、施工の証跡が把握できない4契約の支払種別、167項目について個別調査を実施した結果、トーエネックで2契約の12項目について不適切な請求を確認いたしました。

不適切事象を分類すると、ここに示した表のようになりまして、①にありますように、やってはいけない基本事項から逸脱するような、例えば仮設工事の省略や工法の変更があり、かつ、省略・変更にしたにもかかわらず、意図的に過大請求を行ったものが721カ所ございました。

②が先ほどの第1項のメッセンジャーワイヤーを省略したものでございまして、これは現場での判断により省略を実施いたしました。これ自体は効率化に資するものでありますけれども、省略したにもかかわらず意図的に請求を行ったものが593カ所あったということでございます。

もう1つの分類として、③は基本事項を履行しながら現場での工夫により手順の効率化を図ったものの、支払いに関する知識が不足していたため誤って過大請求となったものが39カ所ございました。

不適切な請求は一部の営業所、あるいはその営業所においても一部の工事管理者及び現場責任者で行われたことを確認しております。

次のページをご覧ください。不適切事象の発生原因と再発防止策の説明をさせていただきます。不適切事象の原因といたしましては、営業所間の作業効率向上に対する過度な競争意識が引き金となり、コンプライアンス意識の欠如を招いたことと認識しており、当社としても深く反省しております。また、当社の発注方法にも先ほどご説明いたしましたように、メッセージャーワイヤーのような、それぞれの作業現場、環境に応じて作業者に要否を判断させているものと、施工方法をしっかり指示しているものが混在しており、また検査検収体制も作業工程の省略を確認できないなどの反省点が私どもにもございます。

再発防止策といたしまして、当然事業を行っていく上で最も重要なものの一つでありますコンプライアンス教育をしっかりと行っていくということで、特に業務遂行に当たっての意識の向上を図るため、グループ会社の当社従業員とのディスカッションを速やかに実施し始めているところでございます。

また、今回、我々に反省のあった仕組みに関しまして、工事途中の写真の提出、あるいは工事の実施状況を確認する検査、しゅん工業務の支店集中化、過大請求が起きないような支払い体系への見直しなどの改善を実施してまいります。一方で、作業効率と施工インセンティブの向上にも配慮することも重要でございまして、その例として当社の例、トーエネックの例を簡単にご説明させていただきます。

次のページをご覧ください。当社側の施工指示の品質向上についてでございます。法令の遵守や作業者の安全など基本事項を考慮し、施工指示をしたものの、結果的に工事の省略変更が発生し、不適切な請求につながるということが起きてしまっておりますので、当社は施工指示の品質をさらに向上させるということで、自ら施工を指示した現場に出向して現地を確認するとか、現地を確認できない場合は、工事内容が変更となった施工後の現場に出向いて、仕上がりの設備状態を自らの施工指示の妥当性を確認するなど、しっかり自分たちのフォローをしていきたいと考えております。

次のページをご覧ください。これは私どもも参加してやっていくことになると思うんですけども、トーエネックが主体となり施工プロセス改善検討チームを設置しまして、不適切事象の再発防止の定着状況の確認に合わせて、安全・品質・効率について、営業所の業務実態を把握し、施工方法や業務運営の改善並びに水平展開を行っていこうと考えております。

この改善検討チームが営業所、作業者と意思疎通を図ることにより、業務効率及び施工インセンティブの向上につなげてまいりたいと考えております。

続いて、少し飛んで35ページをご覧ください。出向者の役割の中で、どういうことをやっているか、不適切事象を見抜けなかったかということでございますが、実態を少しご説明いたします。

トーエネックへは平成19年度から特に支店を中心に外向者を出しており、当社とトーエネックの業務内容及びノウハウを熟知している外向者においては、配電設備の施工に関する安全・品質・効率の3つに関わる課題解決に向けての改善案の検討立案をしております。具体例といたしまして、外向者の参画により運用面や工法面で改善が得られた施策を2つ紹介したいと思います。

まず、次のページをご覧ください。工事計画確定ルールということで、トーエネックの施工効率を高めるには、方面別の伝票交付ですとか、早期に伝票を交付するとか、伝票の交付量の平準化というのが役に立ちますし、それを課題としております。そのうち方面別伝票交付を例として図に示させていただいております。

同一方面の工事伝票を一括して交付し、トーエネックはその方面に集中した工事をするすることで、日々の現場間の移動ロスの時間を削減し、その削減時間を同一方面の工事に充当することで生産性の向上を図っております。

もう1点、飛んで40ページをご覧ください。無停電工法を採用してきておりまして、これは雨の日にも適用しようということで、作業者が直接高圧線に触れることなく、操作棒などの間接的に高圧線の切断等の作業を行える工具というものを無停電工法工具として開発してきております。今回、このような操作棒等の間接工具にテフロン加工を施すことで撥水性を高めるとともに、雨切用のつばをつけることで、雨天にも適用可能な改善を施しました。これにより雨天時の無停電工事の中止に伴う代替工事の緊急手配や延期に伴う再計画などのロスを抑制できるので、平成27年4月からの運用開始に向けて検討を進めております。

次のページ以降、不適切事象の発生状況や具体例を参考につけておりますが、後ほどご覧ください。

前回の委員会でいただきましたご質問への回答は以上でございます。先ほど片岡課長からもご説明がありましたが、前回の委員会でお示しいただきました当社の認可申請に関するチェックポイントにつきまして、これまでのチェックポイントからの変更点における当社の説明内容等を参考資料として添付しておりますので、こちらも後ほどご覧いただければと思います。当社からは以上でございます。

○安念委員長

どうもありがとうございました。それでは、ただいまいただきました事務局及び中部電力からのご回答に関しましてご発言のある方はどうぞ。

楓さんからどうぞ。

○楓愛知県消費者団体連合会代表幹事

ちょっと2点質問をさせていただきます。

まず、最初にスマートメーターの問題で、4ページの図表でございますけれども、ここに数字がずっと入っていますが、24年度から37年度、ここの枠の中に入っている数字は、4年間のトータルの数字と理解していいのでしょうか。14年間。そうした場合に、年平均と書いてあるこの数字は、すべて掛ける14になってくるわけですね。そうすると必ずしもおっしゃるようなコスト削減になるのかなど。例えば、人件費だとか研究費なんていうようなところは、14年間で49、単年度で4ですから、これは56になるわけですね。ここのところ、14年間を掛けると。この辺のちょっと数字の見方を教えていただきたい。それがまず1点です。

それから、もう1つは、不適切事象の内容というところで、19ページの図表のところですけども、虚偽の請求か誤請求かという問題はまた別にして、これは特に長野の営業所でやられたやつについて、工事後はこうなるというようなこの図表がありますけれども、もしこれがこういう形でやられていた場合に、トラブルにつながるというようなそういう可能性があるのかなのかというようなことについて、要するに安全性が担保されているのかどうかということについて教えてください。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

2つ目から先にご説明します。ちょっと早口でしゃべってしまったので申し訳なかったんですが、これは非常に単純に絵を書いてあるんですけども、三相交流の三相添架線が3本ありまして、3本の接続を間違っちゃうと短絡故障を起こしてしまうので、これは切って繋ぐときに同じ相がしっかり合うようにしなければいけません。その役目をするのが、ガススイッチというところで、一回このガススイッチにそれぞれ3本入れて、反対側も3本入れて、この相が間違っていると、スイッチが入らないとか、異常警報を出します。こういう単純な線だとわかりやすいんですけども、例えば右側は水平に来て、左側は縦配列で来るとか、輻輳した配電線なんかがあるとやはり間違えることがございます。間違った時にガススイッチでしっかり切れればいいんですけども、ガススイッチを使用せずに接続されていると短絡故障で停電が起こると同時に、作業者の作業安全にも関わる問題ですので、しっかりこういったスイッチを挿入して、相を確認して、接続するというのを一応ルールとしております。しかし、逆に多く出てしまったのは非常に単純な工事まで、そのところを求めてしまったというところもあるので、その施工の指示の仕方というのを少し我々も反省して、しっかり現場を確認しようという取り組みを今行っているところであります。基本的にはこれがないと作業安全自体がおろそかになるという装置でございます。

○楓愛知県消費者団体連合会代表幹事

ここに書かれているように、長野営業所の場合、工事用ガス開閉器が未使用な場合には、停電

が起る得る可能性がある」と理解していいわけですね。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

今回は、結果としてこのガススイッチを使わずに、直接この絵でいうと、【工事前】から【工事後】に直接行って、先ほどの相を間違えて繋いでしまったものですから、停電故障、事故を起こしてしまいました。たまたまうまく繋がるとそれがわからないままで、結果的にガススイッチを接続せずに工事が終わってしまうということになってしまいますので、そのところは省略したことが我々もわからずに、つけたよといって請求が来ると誤請求になってしまうということです。今回わかったきっかけは事故が起こったからということです。

もう1つの質問については、多分割り算が合わないということで、49億円を14年で割ると、3.5億円/年になって、4ページの※2にあるように四捨五入の処理によって、年平均が必ずしも一致しないということに受け取ったんですけども、違いますか……。

○楓愛知県消費者団体連合会代表幹事

いやいや、個別のことはともかくとして、一番最後の枠の費用対効果のところを拝見すると、14年間で67です。単年度平均はこれは5ですよ。そうすると単純に14倍すると70です。おっしゃるほど費用対効果、要するに、はあるのかということをお聞きしたい。仮に四捨五入されていたとしても、そんなに言われるほど節約にはなってないんじゃないのということです。

○片岡電力市場整備課長

わかりました。多分、おっしゃっているのは数字の問題というよりは、これで費用対効果が本当にあるんですかという中身の問題ですよ。これはたまたま、ちょっと私もあれですが、14年間で黒字転換する間のもを言っているの、その後どんどんメリットが出てくるという、そういうことなんです。これはどの期間をとるかなんですが、とりあえず左のページにありますように、累積黒字化するまでの14年間で計算したら、確かにそこで初めて黒字化していくので、そういう計算になっているんだと思います。

○楓愛知県消費者団体連合会代表幹事

そうするとそういうふうに説明書に書いておいていただかないと、少なくともこの表から見ると、おっしゃるようなことは出てこないじゃないですか。

○片岡電力市場整備課長

わかりました。おっしゃるとおりです。

○安念委員長

とにかくそう理解しておきましょう。累黒になるまでの数字であるということですね。そんなにもともと大きくなるはずがない、その黒字額が、と了解しておきましょう。

どうもありがとうございます。そういうことでした。

ほかはいかがでございますか。

松村先生、どうぞ。

○松村委員

ちょっと深刻なコメントは後ほどにさせてもらって、まず最初に質問だけさせていただきます。

12ページ、第三者（弁護士）と書いてあるので、この弁護士は当然顧問弁護士じゃないですね。さすがに顧問弁護士、普段からお金を払って顧問弁護士を堂々と第三者と書くなんていうことはあり得ないと思うので、そうだとは思いますが、一応念のために確認させてください。

次、28ページ、当面の間停止する。新規のものを停止するということなんですけど、これに関して、具体的に結果的に新規でなければ停止されなかったものがきつとあると思いますから、どれぐらいの額のものか停止されなくて取引が続いて、停止されたものがどれぐらいの額なのかということ、停止されたものはどうなったのかということを教えてください。どうなったのかって、具体的に言うと、ほかの会社に発注されたのか、あるいは当面の間なんで、ほとぼりがさめるまで発注しないで繰り延べたということなのか。繰り延べたということだとすると、ここに書かれている趣旨に全く合っていないと思うので、そんなことは決してないと思いますが、そうでないということを確認させてください。

それから、36ページ、37ページのところで、こういう効率化がされましたということを示していただいたんですが、この効率化を提案したというか、行ったのはどなたなのでしょう。中部電力がこうできるんじゃないかと言って効率化したということなのか。あるいはトーエネックの社員なんだけれども、中部電力から出向していた人が提案したということなのか。トーエネックの社員が提案したということなのか。というのをお願いします。

それから、ご説明の中で、インセンティブという言葉が何度も出てきて、それを改革したというふうに言われたんですが、具体的にちょっと聞き取れなかったもので、二度手間をおかけして申し訳ないんですが、具体的にどういう改革をしたのかを教えてください。何が関心があるのかというと、ここでは調査の結果、省略してはいけないこと、安全性のためには省略してはいけないことを省略しちゃって、しかも省略しなかったという形で請求したものという分類もありますが、効率化した、だからやらなくてもよかった、確かに。しかしそれはやらなくてもいいもの、効率化しているから問題はないのだけれども、コストを請求しちゃった。という両方が書かれていて、後者のほうについては、今後省略した形を認める格好になっていくと思うんですが、これはもともとの状況では、仮にトーエネックがこうすれば効率化しますということを使ったとして、じゃやめてもいいですと言って、コストの部分を丸々取り上げられちゃうということだと、効率

化を提案するインセンティブなんてまるでないわけですよ。いくらなんでもそんな粗雑なシステムはもともとできていたはずがないので、それはもともとはどういうインセンティブの構造でそういう提案を受け付けていたのか。それで足りなかったということなら、どう改善したのかというのをもう少し具体的をお願いします。以上です。

○安念委員長

お願いします。

○説明補助者（中部電力株式会社）

弁護士でございますが、社外だと私は認識しているんですけども、ちょっと確認させていただきます。

指名停止発注でございますが、私どもお客さまからのお申し込みとか、安定供給の支障になる部分については、工事計画に影響のない範囲でさせていただきますが、それ以外については発注停止をするということで考えてございます。他の事業者にさせるということで考えてございます。

○安念委員長

考えてございますというのは、まだ発注の実績はないけれども、先行きそうだという、そういうことですか。

○説明補助者（中部電力株式会社）

供給の影響の範囲でもう停止してございます。

○松村委員

それは当然で、今すぐ出てくるのではないというのは当然だと思いますから、後ほどお願いします。

○安念委員長

その次にインセンティブの話を。

○説明補助者（中部電力株式会社）

今回の効率化の提案ですけれども、私ども出向したメンバーが、こういうことができるんじゃないかと進めてまいりました。今回はその実績をご報告させていただいております。

○松村委員

出向者の提案の実績を示していただいた。

○説明補助者（中部電力株式会社）

そのとおりでございます。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

最後の質問は、多分、先ほどのメッセージを張るという工事につきましては、例えば電線

張替のときに、私どもの作業担当者は現地を1回確認しております。張替に当たっては、交通量が多かったりする場合には、ちゃんと地上高を確保するようにメッセージを張りなさいという指示で、ただそういう必要がなければ張らなくてもいいですよ。契約方法としては、張らなかった場合には、それをちゃんと報告して工事料に入れないようにしなさいという形になっています。

他部門の場合は、仮設で追加する場合は、逆にこれが必要だから、これをしましたという形で追加して請求してくるという契約が多いので、そのところが逆に不適切事象を生み出してしまう温床ではないかなというのが1つの反省で、それは先ほどの支払いの仕方を少し変えていかなければいけないかなということでもあります。

結果的に、実際に作業する方々は、それで作業時間が減れば、例えばまた次の作業に行けるとかということで、それなりの効率化のインセンティブがしっかり働くのではないかと考えていますけれども、トータルの管理の仕方として、私どもが例えば先ほどのガススイッチの方でも、本当にこれだけ結構な数を省略してきてしまっているのを、彼らからすると当然省略できるようなことも本当に要求しているかどうかということをし我々も反省しなければいけない。それはちょっと施工の管理上、品質管理上、チェックしたいということで現地を見たり、後で見に行くということのをこれから改善していこうということでもあります。

○安念委員長

何か補足していただけますか。

○説明補助者（中部電力株式会社）

最初のスマートメーターの弁護士の件でございますが、11ページに記載させていただいたんですけども、制御管理システムは2012年4月16日から説明会を進めてまいりまして、RFPという制度そのものは我々は理解していたんですけども、今回スマートメーターをRFPでやるというのは、国内でも初めてだったということから、その審査を公平にという意味で、弁護士を採用していろいろチェックいただいたんですけども、この弁護士は私どもの顧問弁護士に内容をご報告して、幹部だけではなくて、第三者の目を見ていただくということで考えてやらせていただきました。

○安念委員長

それを第三者とは言うまいと・・・。

○松村委員

まさか顧問弁護士じゃないだろうなと思っていたんですが、まさかだったんですね。顧問弁護士さんに見ていただくというのが悪いとは少しも思いません。それから、先例がなかったことな

ので、その中で、弁護士さんに相談するという事を考えたということ自体は、高く評価すべきだと思います。ただ、私の感覚では普段からずっと報酬を支払っていて、いろいろ相談している顧問弁護士が立ち会ったから、第三者の目があると言われるのに抵抗があったのでそう言っただけであって、顧問弁護士さんが立ち会ったことというのは、ネガティブではなくもちろんポジティブに評価すべきことだと思います。ただ、これで第三者の目があったという説明には私は納得しかねます。

質問はすべて答えていただいたので、続けていいでしょうか。

スマートメーターの調達に関しては、ここの質問に書かれたことよりも私は前回もう少し上げつないとか、きついとか、の事を言い、なんと言ったかと言うと、これはまるで随意契約のようではないかと。一応形だけはそうしているけれども、仕様書にも書かれていないような事を突然持ち出して、それで1社に絞り込んで、実質的にメーターに関しては、その1社提案、1社の価格で決まってしまった。だから事実上随意契約じゃないかということに疑わせる説明しか受けていないということを言い、このままでは私には真っ黒に見えるということをコメントしたと思っています。

今回、出てきた資料ではもちろん公開で出せないような情報も私たちはいただいている、さらに追加の説明をいただいて、前回の発言は若干訂正させてください。私は、前は真っ黒だと思ったんですが、その後、追加で説明していただいた理由を聞いたら、納得はしないんですけど、そういうこともあり得るかなということ、真っ黒ではなく、今の心証はグレーという感じです。

3つ、理由を挙げてくださいなんですが、いまだに最初に理由は全く納得できません。2番目の理由はそういう杓子定規なことをするという事はあり得るかなと思うんだけど、私は合理的だとも思っていない。それから、3番目の理由はこれも経営情報になると思いますので、具体的に説明できないのはとても残念なんですが、これはもし第三者がその場に立ち会っていて、その第三者の人が確かにそうだという、技術に強い人が言ったとすれば、それは確かにそうかもしれないと思うのだけれども、その場に立ち会っていたのが実質的に中部電力の人たちだけでそう言われても確かにそうかもしれないけれども、今となっては私たちには確認のしようがないという、そういう類の説明に私には聞こえませんでした。だから合理的なものであるという可能性は否定できないけれども確信はしておりません。

最初の理由に関しては、これはここにいる人間と中部電力しかわかっていないような発言をこういうところで行うのは問題があると思うんですけど、私はすごく問題があると思っています。問題があるというのは、ほかの電力会社では問題なくできていることが、なぜ中部電力ではそれが駄目で、それでも価格とかに入る前にはじかなければいけなかったのかというのは、私は

納得しかねています。

もし、仕様書の段階で相当カッチリ書き込まれていて、わかった上で入札しているということなら、それは仕様書の問題なのかもしれないのだけれども、仕様書には非常に抽象的に書かれているもので、実際の選定の場合に相当にリジットに言われて、ほかの電力会社だったら問題なくやれているようなものを中部電力の思い込みではじいたというふうにはしか私には見えません。そういうふうにはしか見えないという人に対しての説明としては今までいただいた説明では全く足りないというふうに私は思っています。

私は集中的に問題が起こっていると思うんですが、それは仮にほかの電力会社が採用していなくても、国際的には普通に使われているようなもので、それで提案してきましたというときに、何でその中部電力ではそれに対してノーと言うんですかというようなことについては、本当はもっと柔軟にそういうやり方でもできるかもしれないと考えてほしいとすら思っているのに、国内のほかの電力会社がやれていることがどうして中部電力ではできないのか。なぜ、それで門前払いにしなければいけないのか。技術要件にしなければならないのかというのは、私はまだ納得しかねているので、これはもう恐らく公開では出せないと思いますから、これ以上この場に出すということは難しいと思いますが、まだ納得していないということだけをご認識ください。

それから、一番最初にRFPをやったということですから、これはその観点から見ると、相当に頑張ってやられたという側面はあると思います。それを後出しジャンケンのように、これが不備であった、これが不備であったというのは、若干アンフェアな気がしますが、しかし一方でやはり非常に納得いかないというのがあったときに、技術のプロの第三者がもしいたとして、この人が言っていることはもっともですと言ってくれば恐らく私たちはかなり納得したのではないかと。そういう意味では、第三者が立ち合っている、顧問弁護士が立ち合っているというレベルではなく、東京電力がその後やったぐらいのレベルで第三者が立ち合うということがあってもよかったのではないかと思います。ただこれは後出しジャンケンということで、あの当時にそれをやらなかったことが著しく不当だというのは絶対に言い過ぎだと思いますが、私は今の段階から見て、これが見本となり、同じことをずっとほかの会社がやればものすごく透明だというふうには言っただけではないかと思っています。以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。

スマートメーターのことは、私も含めてスマートメーターチームが扱っておりますので、今の松村委員の疑問点については、チームでもう一回引き取ってみたいと思います。

片山課長、お待たせしました。

○片山消費者庁消費生活情報課長

私のほうの質問に答えていただきたいと思います。ちょっとコメントというか、ありがとうございました。スマートメーターのほう、これはこれであれなんですけど、ちょっと実は本当に教えてもらいたかったのは、前の資料の配電修繕費の中の内訳のところを知りたかったので、その中にスマートメーターの導入に関する増分費用というのが上がっていて下がるという表があったんですけども、ちょっと僕のところにはカラーではないのでわからないんですけども、需要増加、第三者養成費対応、計器検満取替というのがあって、その費用が変わってないから、スマートメーターは全部平成34年につけたんだったら、その分の費用が減るんじゃないかと私は思っていたんですが、ずっと409億円のまま伸ばしているの、何でそうかなというのはちょっと教えてもらいたいです。

○安念委員長

議事録に残さないといけないので確認させていただきます。前回の資料6のスライド13の話ですか。今のご質問は、経年劣化対応の話で、409億円というのはそうですね。

○片山消費者庁消費生活情報課長

その他の上のところですね。需要増加。いや、この3つで1つになっていて、409億円というのがずっと横ばいになっていまして、平成34年。

○説明補助者（中部電力株式会社）

このグラフの一番上に書いてございますのが、スマートメーター導入に関する増分費用ということで、今までの、今回の申請以前の数字と比較しますと、今回のペーパーで出ていますようにスマートメーターは増分コストがかかりますので、その分による費用が一番上の平成28年度から110、109、108と載っています。もともと過去との比較をするために今までずっとやってきた検満取替の今までの機械式メーターの分はベースとして、需要増加だとか、第三者対応だとか、そういうものの中に一緒に入っていますというご説明をさせていただいております。

○片岡消費者庁消費生活情報課長

なので、この中の内訳というのは、取替というのは微々たるものだけということですか。要するにスマートメーターの取替も入っているということですか。ちょっとよくわからないんですけども。私の理解だと、スマートメーターが全部各戸に全部ついているので、その後は、計器検満取替というのは、いらなくなるんじゃないかなと、素人的な考えで、そこだけちょっと説明していただければと思います。

○説明補助者（中部電力株式会社）

スマートメーターは私ども前倒しで、7年9カ月で対応するんですけども、7年9カ月で取

替えた後も、その後も10年間で取替えていくものですから、引き続きそのベースコストとして必要だということでございます。

○秋池委員

計器は10年に1度交換しないといけないというルールなんですよ。なぜ10年で取り替えるかというのはそういうことなのじゃないですか。常に更新し続けなければいけない。

○片山消費者庁消費生活情報課長

これはスマートメーターに変わっても、それはやらなければいけない。

○秋池委員

計器部分はやらなければいけない。

○説明補助者（中部電力株式会社）

これは計量法に基づいて10年間で電圧計器は取替えますという、有効なものを使いなさいという、こういうルールになっております。基本的には10年間で期限を迎えますので、スマートメーター化は7年9カ月前倒してやるんですけれども、前倒した後も引き続き、10年を迎えたら引き続き取替えるという、これはまさにベースコストがかかるというものでございます。よろしいでしょうか。

○安念委員長

よろしゅうございますか。

楓さん、どうぞ。

○楓愛知県消費者団体連合会代表幹事

ちょっと今の説明だったら、私がこの最初に質問した24年から37年、14年間でこれだけだと。それで、年平均なんて全く意味がないと思うんだけど、要するに何年すれば焼却できるのかという年数を表示したほうがはるかにわかりやすいと思っているんですけれども、それは10年ごとに更新されてくるとなると、またちょっとおかしなあれになってくるんじゃないかと思うんだけど、その辺ちょっと理解できないですね。

○説明補助者（中部電力株式会社）

メーターは10年間均等でメーターを取替えてまいりまして、取替えたメーターを取替修繕費ということで、単年度ごとに費用化させていただいております。これからスマートメーター化することによって、メーターのコストが増分する部分は、平成27年7月から増分のコストも取替法で費用化させていただいているというのをこの料金の原価に織り込まさせていただいております。

○楓愛知県消費者団体連合会代表幹事

そうしたらあれなの、先ほど委員長が言われた、仮に14年たったら、あとは儲かるだけだとい

う話は成り立たないのではないですか。

○説明補助者（中部電力株式会社）

この14年間は、これは均等の数字なんですけれども、平成34年にスマートメーター化しますと、これまでは段階的にスマートメーター化をしていくものですから、その効果が全部は出てこないんですけれども、平成34年以降は、委託検針をなくすとか、現場出向が全部なくなるということで、効果が最大になっていくという、そういうまさに3ページのグラフの効果側の上の分がどんどん出てくるということになってまいります。

○楓愛知県消費者団体連合会代表幹事

先ほどは前倒しして7年半でやっていくという話も出たでしょう。

○説明補助者（中部電力株式会社）

そのとおりでございます。

○安念委員長

いいですか。今のご質問に関連しての話ですか。

○梶川委員

関連して、4ページの表なんですけれども、少しそういうことも含めてわかりやすく整理をされたほうがいいのではないかと。と申しますのは、これは幾つかのところ例えば設備投資の抑制というのは、その抑制から来るフローが低減されるのか、ストックが低減されるのか。それから、その次の需要抑制効果は、需要が抑制されて、トータルの経費が下がるということをおっしゃっているだろうと思うんですが、そうではなくて、売上げが削減されるとすると、表の向きが逆になってしまうんですね。

要するに、上は全部経費減を書かれているわけです。この効果として。需要抑制効果は売上減ですよ。反対に言えば、経費の増と同じ効果になってしまうわけですよ。ですから、多分そういうことではなくて、需要が落ちることによって、経費が落ちられるということをおっしゃられているのだと思うんですが、その場合には売上げが落ちるよりも経費が落ちられて、こういう効果が上がるんだという。

○安念委員長

わかりました。最初の設備管理関連のことをまずおっしゃいましたよね。

○梶川委員

まず、それが1つです。

○安念委員長

これはキャッシュベースで書いてあるから、キャッシュですよ。左上にキャッシュベースで

書いてあるから、これは償却の話ではなくて、あくまでもキャッシュの話。これはこういうものだとしましょう。次に需要抑制効果の108、あるいは単年度で8というのは何か。売上げが落ちるのであれば、金が入らないのだから、むしろ費用が増えるわけじゃないか、というご趣旨ですかね。

○梶川委員

逆の。

○安念委員長

逆じゃないかという、そういうことね。

○梶川委員

そういうことに見えてしまうので、脚注なりで、よく丁寧に書きいただかないと、全部を足し算する意味がなくなってしまうので、そういうことを含めてご整理をいただいたほうが記録に残す場合にはわかりやすいのではないかと。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

おっしゃるとおりで、すみません。今の需要抑制効果もkwが書いてあるだけで、何が落ちるかというのは書いておらず、ピークが落ちるので、その電源コストが減らせるというメリットがございます。そこのところは少し丁寧な説明を加えさせていただきます。

○安念委員長

108億円というのは、まさにコストがこれだけ下がるということなんです。

○松村委員

売上高が落ちる分以上にコストが108億円、さらに追加的に下がるという。

○安念委員長

それは年度で108億円という意味。

○梶川委員

年度で108億円ということでございますよね。

○安念委員長

この瞬間、みんな頭が混乱しているから、勝野さん、いいですよ、今は。また次回ゆっくり。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

すみません。単純な費用だけで、売上の減は見えていません。

○梶川委員

わかりやすく説明を書きいただければ、根ほり、葉ほりのつもりではなくて、ということでございます。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

承知しました。

○安念委員長

松村先生、その次に楓さん。

○松村委員

これは例えばメーターとかは10年たったらその後リサイクルをするのではなくて、全部取り替える、新しいものがそのまま入ると、そういうことなんですよ。リサイクルしてコストが下がっている……。

○説明補助者（中部電力株式会社）

私どもの今回採用しようとするメーターは、東京電力さんと同じ仕様を目指していきまして、今は3つの部分に分かれています、端子部とメーター部と通信部でございます。現在、メーター部だけを取替えて、端子部はそのままにしておりますが、このメーター部もできるだけリサイクルしたいということで、そうすることによって先ほどの平成34年以降のコストも下がるというふうに私ども考えて今進めさせていただいております。

○松村委員

だからコストが下がっている部分は、先ほどのお答えだと入っていると。それから、10年で取り替えるというのは、現行制度はそうなっているので、当然、中部電力さんはそういうふうに算定するのが誠実なやり方だと思うんですが、しかしこれは経済産業省が考えることで、スマートメーターの時代に本当に検満10年とやる必要があるのかどうかということをもちろんこれから議論していくんだと思います。わざわざコストを上げる方向に変えるなんていうバカなことは決してしないと思うので、コストを下げる方向に来るので、採算性が上がる方向に制度改革はあるかもしれない。だけどそれはかもしれないというのは織り込まなかったということは誠実なことだと思うんです。これよりもさらに改善する可能性はもちろんあるし、私たちは努力していきますということをご理解ください。

○安念委員長

それでは、楓さん、どうぞ。

○楓愛知県消費者団体連合会代表幹事

そんなに大した問題じゃないからあれですけども、これの4ページのところのこの表については、ご説明を聞いていて、ご説明を補足するような資料にはなっていないと思うので、説明内容に伴うような、そういう資料に変えていただきたいということをぜひお願いしたいと思います。

それから、もう1点、先ほど停電が起こるという問題ですけども、実は細かいことだからご

存じないかもわからないけれども、10月18日に、岩倉、小牧、一宮、あのあたりのところで、大規模な停電が発生しました。それで発生したところの人たちが中部電力に停電理由を問い合わせたけれども、いまだに回答がないということを言っているんですけども、これはこの場で答えただかなくても結構ですから、こういうことと関連があるのか、ないのかなというような疑問を持ったんですけども。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

説明を求められているのに説明していないというのは大変申し訳ありません。遺憾に思います。決して停電は作業上のミスばかりではなくて、いろいろな自然現象、鳥が接触したり、いろいろなものがあると思うので、そこのお答えがまだできてないとしたら、調査結果をちゃんとご報告したいと思います。改めまして。

○安念委員長

去年の10月何日ですか。

○楓愛知県消費者団体連合会代表幹事

18日。

○安念委員長

また、ご調査いただきましょう。ありがとうございました。

あとご発言になる方はいらっしゃいませんか。

4ページの表はわかりやすく仕立て直していただくことにして、よろしく願いいたします。

3. 検討を深めるべき論点について

○安念委員長

それでは、次へ進みましょう。

それでは、次に検討深めるべき論点というのを議題にしたいと思います。まず、事務局よりこれまでの委員会において論点となっている項目についてご説明をいただきまして、その後その論点というものに対して、中部電力さんからご意見をちょうだいするという手順でやりたいと思います。

では、まずは事務局から。

○片岡電力市場整備課長

資料6をご覧くださいければと思います。目次がありまして、今回は人員計画、人件費。前提計画、燃料費。経営効率化の織り込み。配電の取替修繕費。事業報酬。卸電力取引所の活用ということで、これまで大きな論点となったような項目を入れさせていただいております。

まず、めくっていただきまして人件費の件でございますけれども、3ページのところで、申請内容がありまして、いわゆる生産性といえますか、販売電力量の水準が10社平均で高いと。他方で人数につきましては増えるということになってございます。これについてご議論がございました。

したがって、論点としましては5ページにありますけれども、一人当たりの販売電力の水準は10社平均を上回っており、生産性が高いということでもありますけれども、増員計画についてどのように考えるかということ論点として挙げております。

6ページ以降は、そのバックデータと7ページ以降は、中部電力の説明集をつけております。後ほど中部電力からも補足がございました。

人件費につきましては、14ページ以降に過去どういう査定を行ったかとありますけれども、簡単にご紹介しますと、関西、九州、それから東北、それから東電につきましては、人員計画については特段の査定を行っておりません。他方で、四国電力におきましては、15ページの下のほうにあります。この生産性の比較を行った上で、10社平均より低いということをもちまして出向者の人数につきまして原価参入を認めないということを行ったところでございます。

16ページは北海道でありますけれども、これも販売電力量は若干低いということでしたけれども、他電力と比較しての事情というのを勘案しまして、削減を求めないということにしたところでございます。

人件費の2つ目、消費者物価地域差指数の算定の仕方でもありますけれども、18ページに申請内容がありますが、地域補正の係数というものを基本的には東海地方の物価指数を使っておりますけれども、長野県、東海地方に入らない長野県が含まれているということで、その補正を行っているということでもあります。

論点としましては、19ページにありますように、こうした補正のやり方が実態と乖離したものになってないかということでもあります。

23ページ以降、前提計画・燃料費でありますけれども、まずは水力の発電量の算定方法ということで、24ページに申請の内容がありますが、水力の発電量の計算に当たりまして、過去の3カ年の実績をもとに算定がされている。他方で、前回の平成20年の料金改定の際には、10カ年の実績をもとに算定していたということでもあります。今回、なぜ3年にしたかということにつきましては、集中豪雨の発生の増加、あるいは平成14年以降の保守の効率化といったものを勘案したというご説明でありました。これに対しまして、下のほうにさまざまなご意見、公聴会も含めまして意見があったということでもあります。

25ページで論点でありますけれども、これまでの議論を踏まえまして、過去の整合性等を踏ま

えまして、10カ年の平均をもとに計算してはどうか。他方で、水力の保守の効率化といったような事情をどのように考えるかということ論点として挙げさせていただいております。

28ページ以降、LNGの査定についてでございます。中部電力の申請内容につきましては、長期の計画につきまして、今後改定のあるものにつきまして、どういう値段にするかということにつきまして、26年度中は全日本通関、JLCの価格。27、28につきましては、一定の価格低減を見込んでおります。また、スポットにつきましてはJKMという日本、韓国向けのスポットの価格を織り込んでおります。

これに対しましては、30ページでありますけれども、審査要領におきましては、原価算定期間に契約が満了するもの、これにつきましてさまざまな努力を求めて、実現可能な効率化を反映するということになってございます。具体的には、過去に関西、あるいは九州、それから他社でも行ってきたものを31ページに書いておりますけれども、原価算定期間のうち、これまでは前の2年間につきましては、いわゆるトップランナーという価格で算定をする。それから、最後の3年目、これにつきましては天然ガス価格のリンクを一部反映した価格にしていくということで、だんだん下がっていくという、この模式図でいいますと、2年間を横ばい、それから3年目から下がっていく、そういう査定を行ったところであります。

3年目からというのは、この31ページの表の下の方に書いてありますけれども、アメリカから非FTA諸国のシェールガスの輸出が実現する時期である。ここから需給も緩みますし、価格も変わっていくだろうということで、この2015年4月からこういう形にしたということであります。こうした先行他電力と同様の方針ということでよいかどうかということをご議論いただければと思います。

33ページ以降は経営効率化ということでありますけれども、34ページに申請内容がありますが、今回の申請におきましては、震災前の価格水準から10%の調達額の削減、さらに子会社、関係会社は深掘りということで、トータル10.31%の効率化を織り込んで算定がされております。

36ページ、論点でありますけれども、こういう他者と見比べまして、10.31%という効率化の努力、これをどのように評価するかということでもあります。

具体的には37ページにありますけれども、過去東京電力が第三者の調査の結果として10%という効率化を行っておりました。それ以降の各社でありますけれども、申請時点では7%の効率化で申請されて、結果としては最後に10%ということで認可しております。今回、中部電力におきましては10%ということでもあります。

ちなみに、四国電力におきましては、調達の価格がこれら東電と比べまして、そもそも高かったのではないかとということで10%ではなくて、10.35%という深掘りをした形で査定を行ったと

ころであります。

38ページに、中部電力におきましても、他の電力会社と比べまして、個別の幾つかの横に並べて比べられるような、そういう高いか安いかというのを見ておりますけれども、結果としてはこの〇×のようになりまして、一部悪いものがありますけれども概ね〇がついているということでもあります。

45ページに飛んでいただきまして、配電の取替修繕費であります。46ページに申請内容がありますけれども、これは申請内容のメルクマールとしまして、過去の修繕比率ということで、簿価に占める修繕費の割合でメルクマールを設定しております。これにつきましては、下回っているということでメルクマールには沿っているわけでありまして、他方で、その中身を見ますと配電取替修繕費につきまして増加している項目が多数あるということでもあります。

これにつきまして、幾つかもっと前にやっておくべきではなかったのかというご指摘とか、あるいは平準化すべきではないかというご指摘をいただいております。

48ページでありますけれども、こういうメルクマールの比率は下回っておりますけれども、特に経年劣化に伴う更新計画が増加しているということについて、原価算定期間の前にやるべきであったかどうか。あるいは更新計画をもう少し後ろにとすることも含めて平準化することができないのかどうか。こうしたことを論点として挙げさせていただいております。

56ページ以降、事業報酬であります。これにつきましては、算定規則に基づきまして、申請としましては2.9%、 β 値をどうとるかということが論点でありますけれども、申請におきましては検討の表明をした日からさかのぼって2年間ということで算定をされております。

58ページに論点がありますけれども、59ページのグラフ、それから60ページのアナリストの見方、これは前回以前の会でもご紹介しましたけれども、これらから言えることというのが58ページの上のほうで〇に書いておりますけれども、震災前後で β 値を多く変化しているのではないかと。それから、採録期間を1年未満とした場合には、このグラフで言いますと左からの矢印ですけれども、大きく変動しているのではないかと。1年越えていくとまた安定するのではないかと。

それから、震災直後を見ますと、ちょうど真ん中から薄い矢印が出ていますけれども、震災から数カ月におきましては β 値が高騰しているということも言えるのではないかと、以降も安定しているのではないかと。こういうことが考えられますけれども、こういうことを考えまして、ここでちょっと例を挙げておりますけれども、直近2年間がいいのか、あるいは震災から直近までがいいのか。あるいは5年間がいいのか。こうしたことをご議論いただければということになります。

63ページ、卸電力取引所の活用でございまして、これにつきましては65ページにありま

すが、この申請の前に行われた小委員会におきまして、取引所の活用については売りも買いも査定の対象といたしますか勘案するということになっております。

中部電力におきましては、算定としまして、ここに①から⑤とありますように、各月の代表日の安いものから稼働した前提で、メリットオーダーと需給のバランスを作成し、それと③にありますような、取引所の約定価格というのをマッチングさせまして、2社よりも安ければ取引所から買い、2社よりも高ければ取引所に売るということを算定しておりますけれども、これについてより詳細にはどこを見るかということでもあります。

具体的な論点として2つ挙げておりますけれども、この取引所の価格が当然売り買いの前提になるんですけれども、過去のものを使っておりますので、その際、将来を見るときにどのように約定価格を考えるか。市場の厚みが出てくれば、価格が上がったり下がったりというスパイクが発生しにくくなるのではないかということ。

それから、2つ目には一定の予備率を前提に予備力については確保した上で余ったものを売ったことにするとしておりますけれども、その場合にどのものから売れたものにするか。つまり予備を確保した上で、その予備の次のものから売ったことにするか。予備のものも含めて売ったことにするかということも論点として挙げさせていただいております。以上、大きな論点だけで、細かい論点はこれ以外にもたくさんありますけれども、今回、こうした大きな論点としてご議論いただければということでもあります。以上です。

○安念委員長

ありがとうございました。それでは、その論点に対する中部電力さんのお考えについてご説明をいただきます。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

資料7に基づいてご説明をさせていただきます。まず、3ページ目をご覧ください。

弊社の要員数についてご説明をさせていただきます。当社は業界トップ水準の労働生産性を早期に実現するため、採用数を平成15年度から17年度には100人程度にするなど、大幅に抑制を行いまして、業界の中でも徹底した要員のスリム化を行ってきました。この結果、平成19年度にはピーク時の、平成7年度から約4分の1の要員を削減しております。こうした徹底した要員削減により労働生産性は業界トップとなりましたが、一方で、労務構成の歪による技術継承の問題や職場の繁忙を招くとともに、平成20年度頃以降の業務量、高経年化対策、太陽光発電連系対応を初めとした、業務増加に対して必要な要員の確保が課題となってまいりました。

次のページをご覧ください。

これまでの業務増加に対しましては、一定量の継続的な採用をしてまいりましたが、現

在でも必要な要員の不足状態が続いておりまして、業務効率化を進める一方で、なお足りない部分につきましては、恒常的な時間外労働で対応しているのが実態でございます。特に、流通設備の高経年化対策や太陽光発電対応を担当する事業所において時間外労働が多くなっており、要員の手当が必要となっております。この結果、当社の平成24年度の超過労働給与は電力10社平均を上回る水準となっておりますが、今後の増員の進捗に合わせ、原価算定期間中に電力10社平均の水準まで削減しております。

当社はこれまで他社より徹底した要員削減により労働生産性を引き上げてきた半面、足元で要員不足が生じており、これを解消するための増員が必要となる固有の事情を有しておりますが、増員後においても労働生産性は業界トップレベルであると考えております。

次のページをご覧ください。

消費者物価指数の補正方法についてでございますが、こちらはこれまでの資料でご説明した内容でございますので、説明は割愛させていただきます。

続いて、7ページに移っていただきまして、燃料調達の効率化の取り組みをご説明いたします。当社は燃料種別や取り組みの内容に応じて、業界や国境を越えて提携し、燃料調達の効率化に努めております。

LNG調達では、平成24年に大阪ガスとともにフリーポートプロジェクトに参画し、米国LNGの調達を進めております。これにより調達の分散化と価格体系の多様化を期待しております。また、国際共同調達による調達力の強化も実施しておりまして、平成24年には韓国ガス公社とともに、イタリア炭化水素公社からLNGを5年間にわたり購入する契約を締結いたしました。

また、インドガス公社ともLNGの共同調達や在庫調整などLNG消費国間の連携の在り方に関する協議を行っております。石炭調達では、平成20年より仏電力公社EDFの燃料調達部門であるEDFトレーディングとの業務提携のもと、中電エネルギートレーディングに石炭調達全般を担わせております。市場情報の早期収集やトレーディング機能を活用した調達により経済的な調達を行っております。

詳細につきましては、次ページ以降を確認いただければと思いますが、説明は省略させていただきます。続いて10ページをご覧ください。

LNGの調達価格におけるシェールガス効果についてご説明いたします。今回の申請におきましては、先行他電力の申請とは異なり、平成27年度に価格改定を迎える既存契約の価格改定協議において、当社が米国LNGを調達することを交渉材料として価格引下げに最大限努力する前提のもとシェールガス効果を先取りして織り込んでおります。

また、この1年間で、米国LNGをめぐる状況にも変化が見られておりまして、当社が参画す

るフリポートを始め、日本企業が関係している米国LNGプロジェクトは米国連邦エネルギー規制委員会の建設・操業承認に時間を要しており、これにより米国LNGの我が国への導入は平成30年以降に繰り延べられることとなりました。

当社は、1日でも長く現行料金を維持するとの考えから経営効率化に努め、その結果として先行して料金改定申請をした他電力に1年遅れて申請してございます。審査に当たりましては、この1年間の環境変化や当社の効率化努力にご理解を賜りご配慮をお願いできればと思っております。よろしく申し上げます。

燃料費の説明は以上で、続いて13ページをご覧ください。

申請原価への経営効率化の反映につきまして、このグラフにあるとおり、震災前と比べ10.3%程度削減としております。

次のページをご覧ください。効率化を反映する前の当社の労務単価の価格水準についてご説明いたします。原価を積算する際に使用する当社労務単価につきましては、毎年の公共工事設計労務単価及び厚生労働省が公表する賃金構造基本計画を参考に算定しております。今回の申請に際しましては、左側の枠で囲ってございます。震災前である平成23年度の単価を使用しております。この水準は同時期の公共工事の設計労務単価の水準を100とした場合に、当社の水準はそれを下回っていることを示しております。

また、平成23年度以降につきましては、公共工事の設計労務単価が上昇していく中、当社の労務単価は同水準で据え置くことで、効率化に努めていくこととしております。今回の申請に当たりましては、この水準からさらに10.3%程度の単価の削減を織り込んで原価を算定しております。

次のページをご覧ください。申請原価に反映した効率化につきましては、これまでの取組の継続により5.2%、加えて競争発注のさらなる拡大など効率化の深掘りによりさらに5.1%削減することを目指し取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、17ページをご覧ください。経年劣化に伴う配電の取替修繕費についてご説明をさせていただきます。まず、17ページはこれまで委員会でご説明できていなかった高圧気中開閉器についてご説明をさせていただきます。

高圧気中開閉器におきましては、接触する刃の腐食による故障が発生しておりまして、昭和61年以前製のものは接触刃の銀メッキ厚が薄いということで、その上に、開放された状態で運用されている開閉器は外気に常にさらされているために腐食が進行しやすく故障する事象が発生しております。そこで、接触刃を外気にさらされない構造の開閉器を開発し、平成21年に導入しております。

平成21年から23年の間には、接触刃の汚損が激しい区域に設置されている開閉器に限定して取

替を行ってまいりました。しかし、24年に設備不具合に起因した故障停電により、お客さまに多大なご迷惑をおかけした事象が発生したこと、安定供給に対する社会的責任が増大していることを踏まえまして、高汚損区域以外の開閉器についても経年40年を大きく超えないような範囲で平成26年から37年度の間で平準化して取替を行います。

次のページをご覧ください。取替（張替）計画の開始時期について説明させていただきます。それぞれ同様の不具合事象が発生させないために、対策品の開発を行っており、それぞれの設備につきまして、従来品との対策品を表にまとめましたのでご確認いただきたいと思います。なお、設備の開発後に契約関連手続きやメーカー側の対応が発生するため、開発完了から導入まで一定期間が必要となっております。

20ページをご覧ください。対策品導入後、取替開始まで期間を要した設備について、その理由を記載させていただいております。高圧絶縁電線のOC-Wという線につきましては、平成25年に点検手法の検証を行っております。これは点検して悪いものは張替を行い、中が悪くなればカバーだけ替えるということで、その辺は次のページで説明させていただきます。

高圧気中開閉器及び電灯引込線は故障リスクの高い汚損区域ですとか、故障の起きやすいところを対象に取替を実施してきました。しかし、先ほど申し上げましたとおり公衆安全や安定供給に対する社会的責任の増大や故障リスクを承知しながらお客さまにご迷惑をおかけしてしまったという事象を踏まえまして、今回、対象設備についても計画取替を行うことといたしました。

次のページをご覧ください。先ほど申し上げましたOC-Wの点検手法の検証についての説明でございます。接続部の点検を実施するためには、粘着性のテープで固定された既設カバーを撤去する手法を確立する必要があり、高電圧が充電している電線に接触しての作業であるため、安全性を重視して、さまざまな作業方法の検証を行い、最終的には間接工法ではなく、ゴム手袋を使用した直接活線工法で行うことといたしました。既設カバーについている粘着性テープにつきましても、経年によりさらに固着度合いが増しております。作業する際の気温の違いでも作業性が異なることから、各地域で1年通じて作業が可能かを今見極めているところでございます。

次のページをご覧ください。

取替（張替）計画の平準化につきまして、まず設備故障が感電災害等の公衆災害に直結する設備につきましては、経年劣化による故障が増加する傾向をとらえて取替時期の目安を設定し、故障の発生を防ぐようにしていこうと考えておまして、OC-W、あるいはOE電線につきましては、断線する可能性が高まる30年及び40年経過したものを張替対象としております。

電灯引込線につきましては、火花・断線が発生する可能性が高まる30年経過したものを張替対象としております。ただし、既に張替時期を超えてしまっております電線につきましては、優先

して張替はして、順次その分、後ろ倒しを行うことで、工事量の平準化をしてございます。

次のページをご覧ください。設備故障により供給支障が発生する設備は、停電リスクや劣化の進展に応じた取替計画を策定し、故障の増加を抑制してございます。また、設備故障時に停電が広範囲となる設備を優先して取替えております。

高圧自動開閉器は施設後30年を超えると内部のアルミ電解コンデンサというものが、急速に劣化いたしまして、操作信号がなくても切れてしまうという事象が増加してまいりますので、30年経過したものを取替えていくこととしております。

一方で、本日ご説明いたしました高圧の気中開閉器につきましては、劣化が腐食ということで緩やかに進行してまいりますので、可能な限り長期間使用を行いまして、経年40年を大きく超えないように、平成26年から37年度の間で平準化しております。

続いて、25ページをご覧ください。事業報酬率の β 値の採録期間についてでございます。図に示してございますとおり、 β 値につきましては、震災前と後では大きく状況が変わっております。私ども β 値の採録期間につきましては、値上げ公表日から2年間として申請をさせていただいております。 β 値の採録期間に関する検討に当たりましては、状況の変化、他電力会社の査定方針を踏まえ設定していただければと考えております。

28ページをご覧ください。卸電力取引所の活用についてでございますけれども、卸電力取引所における取引量・取引単価はそのときどきの需給状況や市況に左右されますが、過去の市場価格と将来的な需給構造を突き合わせて約定量を試算する方法は、将来の需給状況や市況の変化等を価格に反映することが非常に難しいと考えております。そのため、試算に当たりましては、できる限り、市場の実態に近いものにするため、突き合わせを行う価格について、以下の点にご配慮をいただければとお願いしたいと考えております。

1点目は、スパイク、すなわち価格の振れについてですが、至近で取引量が増加傾向にありまして、市場の厚みがある分ある程度増大しておりますが、これに伴い価格の振れも小さくなっております。今後、取引量増加に伴い、価格の振れは小さくなっていくことを予想しております。

2点目は、取引量の変動による価格変動についてですが、取引量、入札量が増動すれば価格にも影響を及ぼしてくると考えておりまして、今後市場の厚みが一定程度増大することで、入札量の変動が価格に及ぼす影響は小さくなっていくものと予想されますが、ただし何らかの影響は残るものと考えております。以上、申し上げましたスパイク、取引量変動による価格への影響、市場の厚みが相関関係にあり、考慮していただく必要があるのではないかと考えております。

本日、ご提示された論点に関する当社の考えにつきましては、以上でございます。ありがとうございました。

4. 自由討議

○安念委員長

どうもありがとうございました。それでは、ただいまの論点について、議論をしていただきたいと存じます。

余り総括的に全部やるというのもなんですから、それでは、まずは人員計画と人件費からまいりましょうか。どうぞ、どなたからでも結構でございます。

何かないですか。無理には申し上げないけれども、大体、いいということだと思うんですが、長野県問題が残っておりまして、あれは片づけなければいけない論点だということをメンションして、また後で戻っていただいてもいいから、前提計画、燃料費はいかがでしょうか。

○辰巳委員

LNGの単価等のご説明は、了解したんですけれども、価格といってもこれは単価の話ですよ。やはり需給との関係で量との関係でかなり値段、燃料費というのは掛け算した費用になるかと思うんですけれども、そのあたりがちょっとよくまだわからないなということで、26、7、8、9年度の間にLNGの使い具合、使い方、単価の話ではなくて、想定する使用量というか、そういうのに関しては、ここに一応……。

○安念委員長

いや、使用量の話は、もう大分前に出ておりますが。

○辰巳委員

それはそのままということよろしいですか。

○安念委員長

使用量の想定が間違っていると言うのは、それは十分にあり得る話ですよ。要するに将来の供給計画の問題なので、それがリアリスティックでないというのであれば、話は全然変わってくるので、潜在的な論点であり得ます。

○辰巳委員

わかりました。

○安念委員長

ほかはいかがでございますか。

発電量の3年問題、10年問題についてはもう今回はよろしゅうございますか。よろしゅうございますかって、まだ決めたわけじゃないんですけども。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

前回散々言わせていただきました。ご指摘も承知しております。

○安念委員長

オブザーバーの皆さんはいかがでございますか。

○楓愛知県消費者団体連合会代表幹事

ちょっと価格を聞かせてください。中部電力さんの場合は、ずっと前からインドネシアからのLNGの比率が高かったわけですね。それで今オーストラリアのほうにシフトしているわけだけども、オーストラリアとインドネシアと比べた場合の価格差というのはどれぐらいあるんですか。

○安念委員長

どうでしょうか。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

今、燃料部長が横にいますけれども。価格差ですね、インドネシアとオーストラリアの。

○安念委員長

ざっくりな数字が出ますか。プロジェクトによっても違うかなと。

○説明補助者（中部電力株式会社）

ちょっと今その具体的な価格水準については手持ちがございません。

○楓愛知県消費者団体連合会代表幹事

すぐには出ないでしょうから。とりあえずアバウトでも出せれば出していただきたいし、出ないんだったらまた後で検討します。

○安念委員長

熱量単位当たりになると、大体どれぐらいの差。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

差分とか、熱量換算とか、トータル平均とかという形でよろしゅうございますか。

○安念委員長

という形で、もしあれば出してください。

ほかはいかがですか。

じゃ、次、どんどん行っちゃいますよ。

次は、経営効率化。どうぞ、河野さん。

○河野全国消費者団体連絡会事務長

経営効率化というのは、このところ料金値上げで本当に利用者のほうから求められていることなんですね。それで国民の声でも、それから公聴会でも本当に競争入札比率を高めて、随契か

らそういうふうに移行してなるべく効率的な経営をとということでみんなが望んでいると思うんです。ここで申し上げることではないとは思いますが、このところ昨年、東電さんのところで、東京電力さんも値上げしていますけれども、その随契から競争入札に変わったんだけれども、実際のところはカルテルで40数社で談合していたと。つい先日、関電さんのほうでも76社の、やはり送電線工事で談合が行われていたということで、消費者から見ると、随契から競争になったんだと思って、当然競争原理が働くだろうと。より安いところ、しっかりした技術でより安いところが受注して、そこで効率化が図られるだろうというふうに見ていたんですが、既に値上げ申請が許可された特に大手2社さん。関係会社をたくさん持っていらっしゃる。

先ほど、トーエネックさんの話もありましたけれども、本当に経営効率化とって競争入札にしますよと言っても、半年ぐらいたつとこういうふうな結果だと、消費者から見ると、とても信じられないなど。本当に消費者の、ここで皆さんがおっしゃって、効率化をやりますよここに今日のご説明のところに、さらに5%程度の効率化の余地があると評価されているので、それを目指してやってくださいますよと言っていらっしゃるんですけども、実際のところそういうふうな結果を報道で拝見しますと、本当なのかなというふうに思っています。

やはり体質変えるいい機会だと本当に思っておりますので、ぜひ委員の先生方にもお願いしますが、本当にここで効率化とったときに、実効力のある効率化がそこで果たされるような形で今後査定をお願いしたいと思っています。

○安念委員長

発注側から業者に談合させないのはすごい難しいんですけども、何か考えておられることはありますか。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

いずれにしても、お客さまの不信を招かないようにしっかりと重く受け止めて対応していきたいと思っています。トーエネックの問題につきましては、コンプライアンスの問題等が大きいと申し上げましたが、やはり我々の発注側にも配慮が足らなかったこともあり、お互いやはり意識を常に確認し合うということが大事だと思っています。いろいろな形でコミュニケーションをとっていかうと思っていますので、今の談合のほうは深く受け止めてまいりたいと思っています。よろしくお願ひします。

○楓愛知県消費者団体連合会代表幹事

今回の誤請求と書かれているやつの処分のところと関連してくるわけですが、例えば私ども地元のものの常識では、トーエネックというのは非常に大きな下請会社なんです。中部電力の工事ではトーエネックはしょっちゅう見るわけです。そうした場合に、処分の対象としてトー

エネックに対して当分の間、新規の発注を停止するというふうに書かれている。それで、そうすると今中部電力さんの場合は80%随契でやっているわけだから、そうするとトーエネックに発注を停止した場合に、じゃあその分は一体どこへ回るのかと。それがもし可能であれば、要するに随意でなくて一般競争入札が可能ではないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○説明補助者（中部電力株式会社）

先ほどのご質問と同じですけれども、お客さまから電気の申し込みを受けるところとか、第三者から電柱の支障移設があったり、そういうことは直ちに対応しなければいけないものですから、影響のないところでしっかり対応していくということが私たちに求められていることかなと考えてございます。

○安念委員長

先ほどもお答えいただいたように、処分中は他の業者にさせるというなら、それなら他の業者でもできるじゃん、それなら競争入札でもいいんじゃない、というのがご趣旨ですよ。それはある意味で当然出る質問だと思います。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

今、配電部長が申し上げたのは、お客さまのお申し出に対して即対応しなければいけないとか、故障があったときに即動かなければいけないというのはやはりトーエネックに発注せざるを得ないと考えています。とは言いながら、逆に今でも競争をやっている例えば地中線の工事とか、他の電気事業者も入っているところにはもう入れないようになっております。当面の間はその部分については、他の事業者が受注してまいりますので、これから新年度を越えていくと、かなりの部分がトーエネック以外に行くのではないかというふうに考えております。

○安念委員長

楓さん、どうぞ。釈然となさらないのであれば、どうぞ。

松村先生、どうぞ。

○松村委員

ごもっともだとは思いますが、先ほどの回答で具体的にどうというのが停止になって、どうなのが振り替わってということは後ほど出してくださいということを確認いただいたので、それをご覧になった後でなお釈然としなければもう一度ご指摘いただくというのでは。現時点ではそれが無いから。

○楓愛知県消費者団体連合会代表幹事

業務内容にも関係してきますし、内容によって停めても大丈夫なところとそうでないところというのはあると思います。

○安念委員長

また、後々拝見をいたしましょう。

ほかはいかがでございますか。

○辰巳委員

今のことにも関わるのかもしれないんですけども、発注の仕様書をお作りになるわけですね。こういうふうな仕事をしてほしいということで、競争発注のところにしるね、その仕様書の内容が適切かどうかというのはどういうふうに検討されているのか、ちょっとわからないので、どうなのかなというのがちょっと気になったままなんですけれども、そこまではここで、適切な発注内容かどうか、先ほどの必要のないガイドライン、あれは……。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

作業指示の中身がしっかり誰が見てもわかるような形になっている、そういうご質問ですか。

○辰巳委員

先ほどのご説明では、つける、つけない。現場で判断をして、必要だったら必要だということで、後で請求することなので、非常に私なんかからすると、曖昧だなとちょっと思ってしまったんですけども、そのあたりが、本当に過剰なことをやっているということがあるかもしれない。そのあたりがどういうふうに判断できるのかなというのは、ちょっとだけ疑問が残っておりますので。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

おっしゃるとおりで、やはり配電線の現場は作業環境が多種多様なもので、なかなか一律にというのは難しいものですから。例えば、電柱の建替とか電線の張替はこの区間でこれだけでやってくださいと停電交渉もするんですけども、今の例なんかは、本当に地上高がとれないようなところなのか、作業する日、時間によっても変わってくるので、そのところは現場に任せようということにしています。

ただ、おっしゃるとおり、何でもやるとコストが下がっていかないじゃないかということで、これは逆に、やはり省略すると、作業が早く終わって、トータルの工事量ができれば、作業員の方にはそれなりのインセンティブが働くような形になっておりますので、そういったものをうまく意識の中に入れていきます。しかし、効率化だけですとやはりいけない部分があるので、安全と品質という3つが一体になってやっていくということで、少しでもバランスが欠けるといけないということと、それが欠けたときに不正なことが起きてしまうような、何度も言いますけれども、我々の契約ですとか検査体制に不備があったところは直していきたいと思っています。

○辰巳委員

何となく不安が残るなど思っただけなんですけれども。

○安念委員長

もうお察しだと思いますけれども、保安の問題があるから、素人が軽々に言えることではないんですが、やはり発注の段階で既にオーバースペックだったのではないかという疑いを捨てきれないというのが率直な印象なわけですね。つまりたまたま事故が起きなかったからよかったですねんだということかもしれないけれども、技術の進歩があるのに、昔ながらのというか、伝承の技でこやるもんだというふうに思ってオーバースペックになっているのではないかという疑いが、確証があるわけじゃないけど捨てきれない。そういう印象を我々は持っているということです。印象論です、あくまでも。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

配電に限らず、やはり公衆保安とやはり作業員安全というのがあり、100個のうち99個がうまくいっても、1個を切ってしまうと本当にいいのかという常にこの繰り返しなものですから、ある部分そういう非効率なことがあるといってもやはり作業員がこれはしっかり、あるいは管理者がしっかりもういいよというところまで自分で納得させないとすぐに戻せないという、これは過去からずっと来ております。今回も少し作業手続きなり、作業者に負担を強いる形になるんですけれども、その負担がないような形に早く持っていけるように、いろいろな形で意思疎通をしっかりと図っていこうかなと考えております。

物理的に技術の進歩で、切ったらスポンとくっついてしまうといいんですけれども、なかなかそうもいかないのです。

○安念委員長

わかりました。

松村先生。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

抽象的な答えで申し訳ないです。

○松村委員

まず、資料7の17の安定供給に対する社会的責務の増大というのは何を指すのかというのを教えてください。安定供給に対して、社会責務を負っておられるということは十分認識しておりますが、私は今のいままで、昔も今もずっと重い社会的責務を負っていると思い込んでいたのですが、増大なので、これは具体的に何を指すのか。

FCだとか基幹送電線だとかに関しては、計画停電の経験を踏まえて、さらに要請が高まったとか、そういうことならまだわかるんですが、これは明らかに配電回りのことじゃないかなと思

ったんですが、これは具体的には何を指しておるのかというのをちょっと教えていただけるといいでしょうか。

それから、2点目、今度は資料6のほうなんですけど、38でこの○×表が出ていて、概ね○が多いということなので、中部電力がほかの電力会社に比べて極端に非効率的というのではないというのはこれで十分読み取れるとは思いますが。

ただ私はこれの計器取替工事費に関しては納得していないのです。これは需要家密度が非常に低い北海道だとかというところが仮にほかの電力会社に比べてコストが高かったとしても、それはある種効率性が悪いということがあるのかもしれないとかということはある程度納得するのですが、中3社が6社平均よりも低いというのは、少し納得がいかないというのと、それからもっと深刻なのは先ほどスマートメーターのところ、しつこく言った点なのですが、中部電力はほかの会社で問題なく行われていることを受け入れない結果として、その非効率性がこちらにも合われているのではないかという強い問題意識を持っており、そうでないということをぜひ納得させてほしい。なぜ、この取替工事費のような需要家密度が非常に高いところが非常に有利なのではないかと普通に思われるようなところ、あるいは逆にマンションだとかだと不在というようなことが非常に多くて、逆にコストがかかるんですということがあったとしても、それは例えば東京電力とか関西電力とかに比べて極端に高いと、中部電力管内の人は不在率が極端に高いとは余り思えなくて、ここについてはピンポイントで関心を持っています。

ここにこだわっているというのは、×がこんなに少ないのにこだわるのはアンフェアだというふうに思わないでいただきたいと、どうしてもこの項目は納得がいかないんで、もう少し追加説明をお願いします。ということは今後要求していくと思いますが、ぜひお願いします。以上です。

○安念委員長

現段階で、何かご説明はいただけますか。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

今の2点目のほうのお話は少し他社さんとの比較をしなければいけないということになるかと思いますが、私どもの単価の内訳を、事務局さんと相談して、何でもかということはお説明できる資料を出させていただきたいと思っております。

それから、1点目の安定供給に対する社会責任でありますけれども、系統全体の電圧とか周波数、瞬時電圧低下も含めまして、非常に安定供給に対するニーズが高いんですが、配電線はどうか、という世界でありまして、やはり配電線につきましては、特高の送電線のように2回線あって。

○松村委員

配電線が社会的責務を負っていないと言っているのではなく……。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

ですから、もうちょっと聞いてください。やはり配電線につきましても1回線しかないので、故障するとその故障区間が停まってしまいます。ですから、今求められているのは、故障区間をなるべく短くしてくださいとか、故障時間を短くしてくださいというニーズは過去に比べて随分高くなってきております。

したがって、安定供給に対する社会的責務というのはそのところを受けて、少し配電にもそういうニーズがあるということをご説明させていただきます。

○安念委員長

僕が下品に言いましょうか。最近の客はうるさいということですよ。

○松村委員

わかりました。私自身は昔も今も停電してもらったら困ると思っているし、多くの人はそう思っていると思うんですが、その点は見解が違うということなので、よくわかりました。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

すみません、そう言っておきながら、先ほど楓さんのご質問にこの場でお答えしていいですか。25年11月18日の。

○安念委員長

停電の話ね。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

はい。岩倉、小牧で2,200戸ぐらい、約1時間半ぐらい大きく停電しておりまして、この理由が先ほど出ております気中開閉器の不良でございまして、先ほど昭和61年以前製と言いましたけれども、昭和62年製のものの腐食が進行していて、それを入れたときに、引き起こしてしまったということで、大変ご迷惑をおかけして申し訳ございません。

○説明補助者（中部電力株式会社）

この停電に際して、プレス、公表はしておりませんで、お問い合わせがあったお客さまには個々にすべてこの事象の回答はさせていただいている次第です。

○楓愛知県消費者団体連合会代表幹事

してない、してない、絶対にしてない。

○説明補助者（中部電力株式会社）

誠に申し訳ありません。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

認識がまずかったということがわかりましたので。

○楓愛知県消費者団体連合会代表幹事

絶対にしてなくて、岩倉、小牧の方から問い合わせをしても回答がないから聞いてくれという、そういうことで聞いているわけです。それで、それはいいです。

要するに、私はあえて虚偽の請求と言わせていただくけれども、こういうやつの対策というのは、私ら消費者目線から考えるとそんなに難しいことじゃないんですよ。要するに、発注元がしっかりした仕様書をつくる。仕様書に基づいて、ちゃんと進行検査をやるということがきちんとやられれば、要するに虚偽の請求なんていうのは出てくるわけがない。だから、その上でお尋ねしたいですけれども、例えば中部電力さんの場合、額面幾ら以上のものだと実際に現地でこの検査をやるのか。非常に業務が多いですから、1つ1つ全部やれないだろうなというふうに思った上での質問なんですけれども。その辺の基準はお持ちですか。

○説明補助者（中部電力株式会社）

資料5の24ページに、施工指示のさらなる品質向上ということでまとめさせていただいているんですけれども、私ども年間53万件の工事量がございます、1日当たり2,400件と膨大な工事件数がございます。このフローで言いますと、私どもは施工指示をして発注しまして、工事者が施工してそれを報告して、正しく指示どおりできたら、それは指示どおりお支払いするんですけれども、工事の内容が変わったら、変わったということを正しく報告いただければ私どもそれで書類検査でお支払いするということになっています。

そういう意味で、今回まさに53万件のうちのすべてではないんですけれども、こういった仮送電で作業者が最も効率的にやると判断した部分が、私ども立ち会っておりませんので、それを変更したということをご報告いただければ、不適切な支払いにはつながらなかったということで、私ども金額の多い少ないで検査をする、しないということは決めていませんので、全数、書類で検査をいたしますが、今までの足りなかったものとして、ただし個別に写真の添付を義務づけているのは、例えば掘削した後の掘削の量がわからないものとか、そういった金額ではなく工事内容ごとに写真検査でこれまでやりましたと写真を報告させて、我々がこれはちゃんとやりましたということを確認できるような体制をつくってやらさせていただいております。

○楓愛知県消費者団体連合会代表幹事

そうはおっしゃっても、先ほどの話でもそうなんだけれども、私は中部電力さんの体質も結構あるんじゃないかというふうに思うんだけれども、まさにたまたま、ひよっとしたらと思って聞いた、岩倉、小牧の停電というのは、開閉器を伴うものだったわけでしょう。これについて、プ

レス発表も何もやっていない。実際には説明していると言われるけれども、お客さま相談室だったか、問い合わせをしている人に対して、原因はわかりませんか、そういうような形で全く回答していないんですよ。いまだにしてないんですよ。そういうような状態があると、なかなか今後はと言われても本当かなという感じになっちゃう。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

おっしゃるとおりで、今、問い合わせした結果、先ほど申し上げた営業所の認識がそういうことであるということは、やはりお客さまのところに全然伝わってないということはわかりましたので、これはまた大きく反省する事項だととらえております。ご指摘ありがとうございます。

○安念委員長

ほかはいかがでございますか。

それでは、また先に進みましょうか。2つまとめましょうか。事業報酬と卸電力取引所の活用、この2つはいかがでしょうか。

山内先生、どうぞ。

○山内委員

事業報酬につきましては、前回、ご発言させていただいて、大体2年くらいということで、今回もそれで試算していただいているので、詳細についても一度検討が必要ですがけれども、概ねこういう方向でよろしいのではないかと思います。

○安念委員長

私もそういう認識で、とにかく2年でいこう。中部電力さんはほかに数字がないので、申請から先2年というふうに観察期間をおとりになったわけです。これはこれで1つの合理的な考えだと思うんですが、ほかにも考え方はあるかもしれないので、2年ということを前提としつつ、どういう観察期間をとるのか。また、具体的にどの時点からどの時点までの2年間をとるのか。それと、申請の2.9%という数字の妥当性。以上を我々で判断しなければならない。そういう課題が残っていると思います。そのところは大体よろしゅうございますか。

卸電力取引所の問題はこれは少なくとも理論的には大問題なんですが、現時点で何かご指摘をいただくことはございませんでしょうか。

松原先生、どうぞ。

○松村委員

多分、誤解はないと思うんですが、一応念のために資料7の28をにらみながら言っているんですが、基本的には市場は厚くなるだろうということを前提として、査定することになるのだと思います。薄いということは前提としていない。したがって、スパイクとかを補正するとかとい

うのは、異常値は起きないだろうと思って補正するのではなく、厚くなればスパイクとか減るだろうとか、立ち方が若干緩やかになるだろうと思って補正しているというだけなので、そもそも補正するという発想自体が、取引がある程度厚くなるということを前提とした話。

取引が厚くなるとスパイクが起きなくなるというのはもう明らかに誤解だと思います。欧米だとかでも、はるかに厚い市場でもとんでもないスパイクとかというのは低い確率ですが起こっているというわけなので、例えば2シグマとか3シグマとかというところで、上限を定めて切っちゃうということをしたとしても、それは今の薄いデータだと出ているかもしれないけれども、厚くなればそういうのが出にくくなるだろうということを考慮したということであって、厚い市場を前提としてなおかつ2シグマ、3シグマのところは異常値だから出なくなるとか、そういう発想に立っているのではもちろんないし、それは正しくない。もちろん認識しておられると思いますが、念のために確認です。

取引のところなんですけど、この30ページのところは、これも誤解がないとは思いますが、実際の取引データを使っているわけですから、中部電力さんは今まで完全にボイコットして一切取引していなかったということはないわけです。したがって、今の価格とかというのを中部電力さんがある程度参加してくださったということを全体としてこういう価格がついているということですから、例えば中部電力さんが売りがゼロから20万になったら、その結果、集まりが2倍になったとしても、これだけ差がありますというようなそんな発想じゃないですよ、もちろん。取引は当然一定程度はしているということを前提として価格が出ているわけですから、そこよりもさらに今までの自然体よりもさらにこれだけ増えるという、こういうことでの調整ということであれば、ここに書いてあるとおりのことですが、ゼロのところを基準にしてないですよ、というのは念のため、そういうことをされてないと思いますが、一応確認させていただきます。でも、お答えいただく必要はありません。そういう誤解がないよねということを確認するだけです。

○安念委員長

ありがとうございます。それはもうそうでしょうな。

ほかはいかがでございますか。

○辰巳委員

非常にわかりにくくて、理解してないんですけども、修繕費の件にもう一度戻りますけれども、新しい製品を開発して、でき上がって、それからそれを実際に使うときまでの開始時期というのか、それに関していろいろものによったり、いろいろ違いがあって、即刻開発したからつかわけじゃないよというご説明だったかと思うんですけども、スライド20のところ、これは質問で、真ん中の高圧気中開閉器というのが平成21年に導入していて、26年から取替を開始するで

あって、それはこの左の下の19ページの絵の話だろうと思うんですけども、この違いが、よくそこの説明が理解できないんです。21年に導入をしているのに、何で取替の開始を21年以降やらずに26年にスタートになっているのかというのがわからないので。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

すみません。説明を端折ってしまったんですけども、17ページのところを見ていただくと、小さい絵が書いてあって、右側の真ん中ら辺に、①、②、③、④という対象があって、実は平成21年度に開発したこの密閉型はなかなか腐食しないというタイプということで、高汚損地域だけ替えようかという形で、開発品を平成21年度からずっと入れてきたんですけども、その後、平成24年度にこのエリア以外のところで先ほどのような気中開閉器の故障によって、お客さまにご迷惑をおかけする事象が起きたので、取替対象のエリアを広げよう。要は、物理的に何か開始時期を遅らせたわけではなくて、我々がここはエリアを対象外としていたのを平成26年度から対象に加えました。

○辰巳委員

高汚損地域じゃないところ。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

そうです。古いメッキ厚の薄い部分については、これまで対象外としていた高汚損地域も平成25年度から取替対象に加えるということで、少し開発品の検証、点検の検証により導入が取替開始まで時間を要したこととはちょっと違った意味でございます。

○辰巳委員

20ページのところは26年から。24年に……。

○安念委員長

26年から、高汚損地域以外でも張替を始めたということでしょう。

○辰巳委員

気づいたのは、24年だけれどもということですか。すぐにはやらずにと。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

やるかやらないか議論があつて。

○松村委員

私の理解はこの資料は、とてもクリアに説明していると思っておりますが、それはどういうことかと言うと、先ほどご説明になったとおり、安定供給に対する社会的義務が増大したと、こう言っているわけですね。だから、今の時点を基準にすれば、昔は義務がすごく低かったと。停電ぐらい多少、もちろんすごいリスクがあるところはその投資をしなければものすごい高い確率

で停電が起きるわけです。リスクが相対的に低いところというのは、そのぐらいの停電はしようがないというふうに思っていたのだけれど、近年意識が高まって、中部電力さんの感覚としては安定供給に対する社会的義務が増大したから、したがって比較的风险が低い低汚染のところもちゃんと替えていこうと意識が変わり、それでやり始めたと、こう説明してある。だから、安定供給に対する社会的責任が増大したとわざわざ書いて、これを理由にしているんだと思います。

実証とかが高汚染のところでは使えるようなものが低汚染のところでは使えるかどうかかわからないから、もう少し検討が必要ですよということは普通では考えられない。逆ならともかくとして考えられないので、やろうと思えばやれたのかもしれないけれども、リスクとコストを見極めて、当時の社会的義務の低かった水準から見れば、リスクに見合うほどのコストでないと判断したということなわけで、それはもう私たちが受け入れるかどうか。私たちが平成21年の段階だって、24年の段階だって、停電したら困る、1回線しかないんだから、ということが同じようにそう思っているということなら今の説明は受け入れないし、それは実にもっともですと、この24年、25年ぐらいに社会的義務というのが急激に高くなったんですというのを受け入れるのなら受け入れる、そういうとてもわかりやすい構造になっていると思います。いずれにせよ、私は説明はおかしいとは思いません。

○辰巳委員

そうすると、逆に言うと、高汚損地域用のスペックになっているものが、過剰スペックになっている、例えばコストが高すぎるとか、そういうことはないんですね。

○勝野取締役副社長（中部電力株式会社）

同じものですから。

○辰巳委員

同じだということは、高汚損地域用の結構丁寧なものづくりが高汚損地域じゃないところに必要性がある製品、そこまでの高スペックなものが必要じゃない場合もあり得るような気もするんですけども、だかばら単価がどのぐらい高いのか安いかわからないんですけども、だから、同じものをそのまま低汚損地域にも必要性があるのかどうかという、そういう視点はないですか。

○安念委員長

純粹に技術の問題だけれども。

○説明補助者（中部電力株式会社）

今、17ページのお話、具体的に対策品が19ページに書いてございます。今まで高圧気中開閉器は刃が見えるということで、スイッチが入っている、入っていないをこれで確認できるということで今まで使ってきたわけですが、これは電気が切れているときは、刃が出るという状態

になったものですから、この刃が出ていることによって、表面が汚損して、それで今回刃を密閉した開閉器にしました。まさに、先生おっしゃるように、高汚損区域はこれによって対策ができていまして、こういう密閉することにコストは上がりますので、今まで以上に寿命を長く使えるようなものを開発しまして、これを使わせていただいているというものでございます。

あと高汚損区域以外もやはり刃が開いていることによって、竹だとか木が接触して地絡する、あるいはこれはそういう鳥とかカラスとかが接触することもあり、密閉型を使うことによって解決できるという効果も入れて施策としてやらせていただいております。

○楓愛知県消費者団体連合会代表幹事

この図表で見ると、要するに銀メッキ厚が15だったのを40に変えているわけだから、辰巳委員が言われるように当然このところではコストが下がるんじゃないかなと思うんですけども。

○安念委員長

そうです。

○説明補助者（中部電力株式会社）

おっしゃるとおり、接触刃のメッキ厚を強くしていくことは事実でございます。

○安念委員長

それも高くなるでしょう。肉厚を増しているから、当然高くなる。それだけの話ですよ。

辰巳さんのさっきのご質問には、僕の素人の理解だが、要するに型は2つで開放型と密閉型だ。密閉型をだんだんいろいろなところに広めていっていますという、それだけといたらそれだけの話。高汚損用スペックとそうでない清らか用スペックと2つあって、後者のほうが安くて清らか系に使っているというわけではない。というそういうお答えだったと私は理解しています。

○辰巳委員

過剰な投資にならないですね。

○安念委員長

ただ、スペックというのは替えることによるコストもかかるから、ここはなかなか難しいんじゃないでしょうか。別に私、中部さんの肩を持つつもりは全然ないけれども、開閉器にいちいちいろいろなスペックをつくるというのもまたどういふもんかとは思います。

ほかはいかがですか。

じゃ、さっき申しましたように、最後の2つの論点は非常に重要で、事業報酬率については2年ということなんですけれども、先ほど申しましたように、どこからどこの2年をとるのかということと、2.9という数字が妥当であるかどうかということ、これはまだ完全に我々が検討し終えたわけではありませぬので、これから結論を出さなければなりません。

それから、もう1つは、松村先生に先ほどご指摘いただいたところですが、卸取引所の利用ということにつきましては、今回、売りも買いも両方見るということにいたしました。実際には将来のことを予測しているので、大変難しい作業になるんですけども、しかし難しい作業であるということは、覚悟した上でスパイクの異常値という言い方は確かにおかしい。ある種の統計的な処理をするためにしわ取りをするわけですが、それをどういうふうにか考えるのかということと、市場の規模、厚みというのをどれぐらいのものとして想定するのかということもまだ完全に我々としてこなし切れているわけではありませんので、これを近いうちに我々として判断をしなければならんということは残っておりますので、それはまたよろしくお願いをいたします。

ほかはよろしゅうございますか。それでは時間もやや過ぎましたので、大体、論点を整理して、深めるべきところを深めていただいたと思います。現在、委員の皆さんには大変精力的に査定方針案の検討作業を行っていただいておりますが、各委員としてあるいは各チームとして、ご担当分野について方針がまとまったタイミングで次回は査定方針案について議論を行う会を開催したいと存じます。

それでは、最後に事務局からお願いします。

○片岡電力市場整備課長

次回の日程につきましてはまた調整の上でご連絡いたします。

5. 閉会

○安念委員長

いつものことでございますが、長時間にわたって精力的にご議論いただきまして、どうも皆さんありがとうございました。

これで閉会といたします。

——了——